

★未支給年金請求の遺族範囲が3親等以内に拡大されます

年金受給者が亡くなった時に、その人に支払われるはずの年金が未払いだった場合、亡くなった月までの年金を生計を共にする遺族の方が請求することができます。遺族の範囲と順位は次のとおりです。

【これまで】 受給権者の死亡当時生計を同じくしていた

- ①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹



【平成26年4月以降】 受給権者の死亡当時生計を同じくしていた

- ①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹 ⑦それ以外の三親等内の親族

※平成26年4月1日以降に亡くなられた方に限ります

※それ以外の三親等内の親族とは…

- 甥、姪 ▪子の配偶者 ▪叔父、叔母 ▪曾孫、曾祖父母 等

★遺族基礎年金の支給対象が拡大されます(父子家庭も対象に)

国民年金の被保険者または老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている人が亡くなったときに、その人によって生計を維持されていた次の遺族に支給されます。

【これまで】 ①子のある妻 ②子(※)



【平成26年4月以降】 ①子のある配偶者 ②子(※)

※平成26年4月1日以降に亡くなられた方に限ります

(※)子とは18歳に達する年度末(障害基礎年金1級・2級に該当する障害の状態にある場合は20歳未満)まで。

遺族基礎年金の納付要件 (次のいずれかひとつ)

- ① 20歳から死亡日の前々月までに、3分の2以上保険料を納付(免除)していること
 - ② 死亡日の前々月からさかのぼって、直近1年間に未納がないこと
- ★死亡日に厚生年金加入中であれば遺族厚生年金となる場合があります。

★法定免除に該当する期間について、保険料の通常納付が可能になります

障害基礎年金などを受給している方は、国民年金保険料の納付が免除(法定免除)となります。障害が軽快し障害年金が停止となる場合に備えて、保険料の納付を希望する場合には、追納制度をご利用いただいていた。

平成26年4月から保険料を通常納付できる「納付申出制度」がはじまります。納付申出により、保険料の口座振替や前納による保険料の割引など、便利でお得な制度をあわせてご利用できるようになります。

★障害年金の額改定請求に係る待機期間が一部緩和されます

障害年金を受けている人の障害の程度が重くなったときは、年金額の改定を請求することができます。これまで、この改定請求は、障害年金を受けることとなった日または障害の程度の診査を受けた日から1年経過後でないと請求することができませんでした。

平成26年4月以降は、「障害の程度が増進したことが明らかである場合(※)」には、1年経過するのを待たなくても請求が可能となります。

(※)有識者による「障害年金の額改定請求における検討会」の議論を踏まえ、省令で規定される予定

平成26年4月から変わります ～国民年金特集～

「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」のうち、一部の改正事項が平成26年4月1日から施行されます。

★国民年金保険料の免除申請ができる対象期間が拡大されます

これまでは、過去分の国民年金保険料の免除(※)が受けられる期間は、申請の直前の7月(学生納付特例は直前の4月)までの1年以内でした。

平成26年4月からは、申請時点の2年1ヵ月前の月まで申請できるようになります。

(※)免除とは、全額免除、一部免除(3/4、半額、1/4)、若年者納付猶予、学生納付特例

例)

【これまででは】

平成24年3月

平成25年7月

申請月 ↓

平成26年4月

保険料免除に該当する要件を満たしていても、免除にならず、未納になっていた期間

免除申請可能期間

【平成26年4月以降】

平成24年3月

平成25年7月

申請月 ↓

平成26年4月

免除申請可能期間

保険料を未納のままにしておくと、将来受け取る老齢年金や障害年金が受けられない場合がありますので、納付が難しい場合は必ず免除の申請をしましょう。(所得制限があります)

～ 免除の対象となる人 ～

- ① 本人・配偶者・世帯主の所得が一定以下の人
- ② 生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている人
- ③ 障害者または寡婦で、前年の所得が125万円以下の人
- ④ 震災・風水害・火災などの災害により、保険料を納めるのが困難な人
- ⑤ 指定する学校の学生ではない人
- ⑥ 失業により、保険料を納めるのが困難な人

※収入がなくても申告が必要です。転入等により本市で所得が確認できない場合は、所得証明書が必要となります。
※⑥の場合は、雇用保険の「離職票」等が必要となります。詳しくは年金係までご相談ください。

免除の種類

全額免除

月額保険料(平成26年度予定額)

納付なし

4分の3免除

4分の1納付

3,810円 納付

半額免除

半額納付

7,630円 納付

4分の1免除

4分の3納付

11,440円 納付

全額納付

15,250円 納付

保険料の納め忘れにご注意下さい!

免除が承認されても、全額免除以外の方は減額された保険料の納付が必要です。納め忘れると、未納扱いとなってしまいます。

